

警察庁における総合的推進事業等について

1 犯罪被害者等施策の総合的推進事業

(1) 目的

第3次犯罪被害者等基本計画では、警察庁において総合的対応窓口等の充実の促進、地方公共団体の職員を対象とした研修の実施等に協力することとされていることから、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の底上げを図るため、警察庁及び地方公共団体の共催による研修等の事業を実施している。

(2) 事業の概要

ア 先進的取組事業

地方公共団体における先進的な取組を支援し、当該取組の成果等を他の地方公共団体に共有・情報提供する事業

○ 令和元年度実施事業（警察庁・地方公共団体の共催）

静岡県 犯罪被害者等支援ハンドブック作成事業

熊本県 犯罪被害個別模擬事案の支援検討会議開催事業

イ 研修事業

都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修に協力する事業

○ 令和元年度実施事業（警察庁・地方公共団体の共催）

滋賀県、鳥取県、長崎県及び横浜市

ウ 事業実施結果の情報共有

事業の実施結果については、報告書を作成し、都道府県、政令指定都市等に対して送付しているほか、犯罪被害者等施策情報メールマガジン及び警察庁ウェブサイトにおいて概要を公表している。

(3) 予算額（令和2年度・国費）

12百万円

(4) 今後の予定

本年度は、静岡県、三重県、奈良県、佐賀県及び新潟市において事業を実施する予定。

2 犯罪被害者等施策情報メールマガジン

(1) 目的

犯罪被害者等施策に関する先進的・意欲的な取組事例を始めとする有益な情報を、関係府省庁、地方公共団体その他関係機関等へ配信する電子メールとして、平成20年度から実施している。

(2) 配信時期及び配信先

配信時期 毎月1回

配信先 都道府県、政令指定都市、関係府省庁、犯罪被害者等の援助を行う民間団体等

(3) 主な配信内容

ア 地方公共団体における犯罪被害者等にかかる条例の制定経緯及びその内容

イ 警察庁による会議、事業等の実施状況

ウ 地方公共団体による研修の実施状況

エ 関係府省庁、民間団体等による犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に関する情報